

小田原市農業振興計画
(素案)

小田原市

目次

第1章 計画の策定に当たって	
1 計画策定の目的	2
2 計画期間	2
3 計画の位置付け	3
4 計画策定に向けた基礎調査	4
第2章 小田原市の概況	
1 位置・地形	6
2 沿革	7
3 土地利用	8
4 人口	8
5 農地面積	9
6 小田原市の農業の概要	10
7 小田原市の農産物	12
第3章 小田原市の農業の現状・課題	
1 小田原市の農業の「強み」	20
2 小田原市の農業の「弱み」	24
3 小田原市の農業を取り巻く環境	27
4 小田原市の農業の課題	32
第4章 小田原市の農業が目指す姿	
1 将来像	36
2 将来像の実現に向けた方針	38
3 施策体系	39
第5章 小田原市の農業振興施策	
基本方針1 地域農業を支える人材の確保・育成	42
基本方針2 次世代に継承する農地の確保	46
基本方針3 農業を脅かす危機への対応	50
基本方針4 未来につながる産地づくり	54
基本方針5 農の魅力向上	58
第6章 計画の推進	
1 計画の推進	64
2 情報発信	64

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

農業を取り巻く環境は、担い手の不足や高齢化、有害鳥獣による農作物の被害等厳しい状況にあり、時代に対応した新たな展開や方向性を見いだすことが求められています。

国においては、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）で講ずべき施策として、「新たな価値の創出による需要の開拓」、「消費者と食・農とのつながりの深化」、「多様な人材や主体の活躍」、「農業生産基盤整備」、デジタル技術等を活用した「農業生産・流通現場のイノベーションの促進」等を掲げています。

また、都市農業の多様な機能を発揮するため、都市農業振興基本法（平成27年4月）が制定され、この法律に基づく都市農業振興基本計画（平成28年5月）では、従来、「宅地化すべきもの」とされていた都市農地の位置付けを、都市に「あるべきもの」へと大きく転換しました。

神奈川県では、神奈川県都市農業推進条例（平成18年4月）に基づき、かながわ農業活性化指針（平成29年3月）が策定され、「農業の活性化による地産地消の推進-医食農同源による県民の健康増進-」を基本目標としています。その目標達成のために、「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」、「安定的な農業生産と次世代への継承」、「環境と共存する農業」の三つの施策の方向を設定しました。

小田原市では、平成15年3月に策定した小田原市農村振興基本計画（おだわら農業・農村ビジョン）により農政を推進してきましたが、本計画策定までの18年間の間に、市の農業を取り巻く環境は大きく変化しました。

今後は、移り変わる環境の変化に対応し、本市に備わる農資源と地理的優位性を活かしながら、安全・安心で高品質な農産物の安定供給と、持続的かつ魅力的な農業が展開できるよう、『小田原市農業振興計画』を策定します。

本計画は、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、農地の多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」両輪とし、小田原市域全体、中長期的なビジョンをもって着実に農業の振興、農村環境の維持を図るものとします。

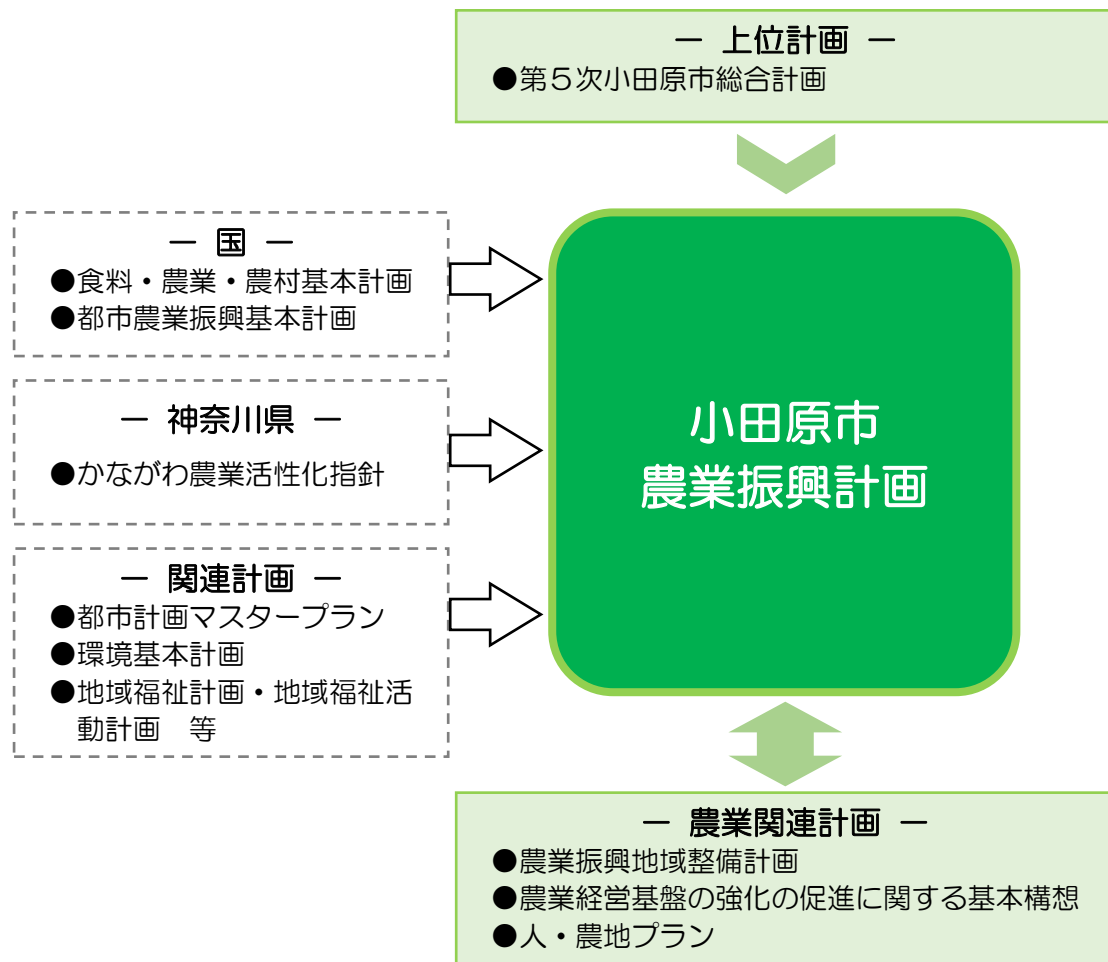
2 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から、令和12年度（2030年度）までの10年間とします。なお、中間年度にあたる令和8年度（2026年度）には、社会情勢等を勘案し本計画の見直しを行います。

3 計画の位置付け

本計画は、第5次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」を上位計画とし、国の「食料・農業・農村基本計画」や「都市農業振興基本計画」、神奈川県「かながわ農業活性化指針」、本市個別計画との整合性を図り、本市農業政策の最上位計画として位置付けます。

関連計画との関連図



4 計画策定に向けた基礎調査

本市の現状や、市民・農業者の意向、社会情勢等を踏まえ、実効性のある計画とするために、以下の基礎調査を実施しました。

調査結果等に基づき、小田原市の農業の「強み・弱み」を整理するとともに、小田原市の農業を取り巻く環境を踏まえ、農業振興に向けた施策を検討するための課題の抽出を行いました。

【農業者アンケート】

- 調査対象：小田原市在住の農業者
- 標本数　：2,000 件
- 回収数　：1,030 件（回収率：51.5%）

【市民アンケート】

- 調査対象：小田原市在住の市民
- 標本数　：2,000 件
- 回収数　：812 件（回収率：40.6%）

【地区別意見交換会】

- 調査対象：農業委員、農地利用最適化推進委員、認定農業者、新規就農者等
- 地区数　：13 地区

【関係団体へのヒアリング】

- 調査対象：生産者組織、JAかながわ西湘、商工関係、行政機関等

【統計データの整理】

- データ引用元：農林業センサス等

第2章 小田原市の概況

1 位置・地形

本市は神奈川県西部に位置し、東京から80kmの地点に位置します。東西17.5km、南北16.9kmで、113.81km²の行政区域を有しており、神奈川県の面積の4.7%を占め、県内の市としては、横浜市、相模原市、川崎市に次いで4番目の広さを有しています。

市域の南西部が箱根連山につながる山地であり、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯になっています。市の中央には酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成しており、南部は相模湾に面しています。この風光明媚な自然環境と夏は涼しく冬は暖かいという気候により、明治から昭和初期にかけて、保養地（避暑地・避寒地）として多くの著名人に愛されてきました。黒潮の影響を受けた温暖な気候と適度な雨量が、生活の快適さだけでなく、梅やみかんをはじめとした多くの農産物の成長を支えています。

首都圏に位置しながらも、商業集積地から豊かな自然に囲まれた農村地帯まで、地域の表情は多様性に富んでいます。そして、小田原城を中心とする城下町・宿場町としての顔や、多数の政財界人が別邸を構えた地としての顔を持ち、長い歴史のなかで育まれた多彩な文化、なりわい等は全国に誇りうる市民共有の財産です。



2 沿革

本市は小田原北条時代以降500年に及ぶ歴史を有する城下町として知られていますが、千数百年前には既に都市の萌芽ともいえる集落が形成され、これに沿って東西の交流軸となる足柄古道が整えられました。

江戸時代以降は城下町として、東海道屈指の宿場町として発展の時代でしたが、その反面、洪水や地震、富士山の噴火等の災害に見舞われた時代でもありました。こうした時代を生きた小田原の農民には、全国600箇所以上で農村振興や藩財政の再建につくした二宮尊徳翁、荻窪堰を完成させた川口廣蔵等の優れた人物がいました。また、現在の本市の都市景観の基礎や地場産業、農林水産業等の形態はこの時代に整えられました。

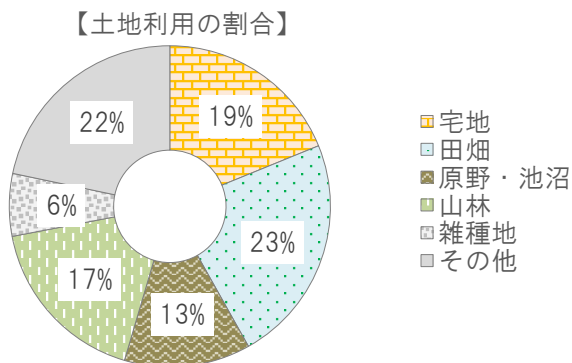
明治4年の廃藩置県で小田原は、小田原県の県庁所在地となり、小田原支所も設置されました。明治22年には町村制施行に伴い、戸数3千戸、人口1万9千人余をもって小田原町が誕生し、昭和15年には、小田原町、足柄町、大窪村、早川村及び酒匂村の一部の2町3村が合併し、小田原市が誕生しました。

その後、昭和46年に橋町と合併するまで周辺市町村との合併を重ね、現在の市域まで拡大しました。



3 土地利用

河川を除く土地の総面積 105 km²のうち、宅地は 19%、田・畑は 23%、原野・池沼は 13%、山林は 17%となっており、雑種地とその他が合わせて 28%となっています。



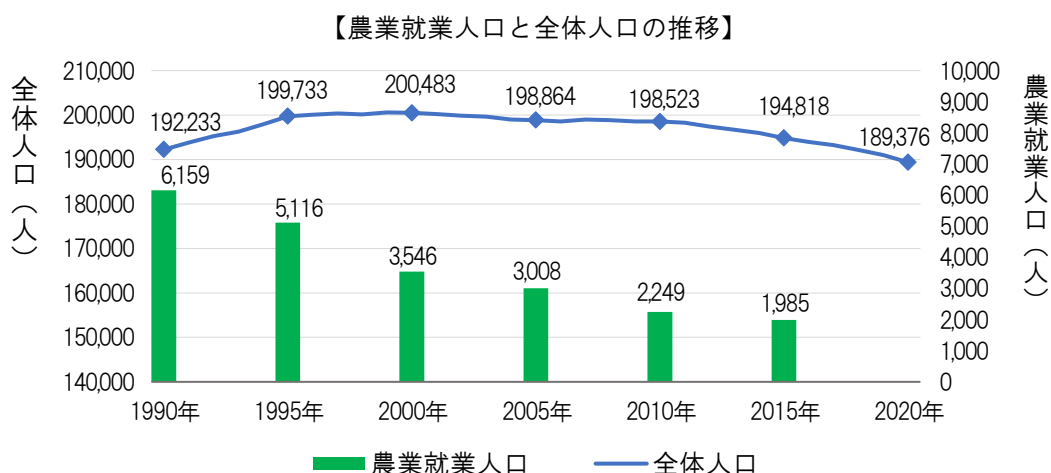
出典：小田原市統計

注) 土地利用の割合は、小数点第 1 位で四捨五入しています

4 人口

1990 年以降、人口は増加傾向にあったものの、1999 年（平成 11 年）をピークに直近 10 年は減少傾向にあり、2020 年（令和 2 年）1 月時点では、19 万 22 人となっています。

農業就業人口¹については、2000 年は 3,546 人であるのに対して、2015 年は 1,985 人となっており、小田原市の全体人口の推移に対して減少幅が大きくなっています。また、販売農家のうち兼業農家の割合が 65%（神奈川県は 60%）となっており、兼業農家の割合が多いことも特徴です。



出典：小田原市統計、農林業センサス（年齢別農業就業人口）

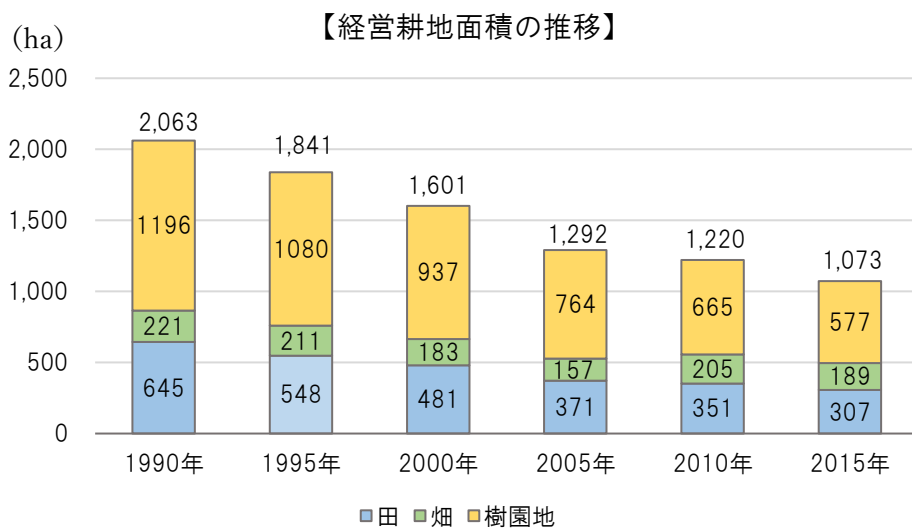
¹ 農業就業人口 自営農業のみに従事した者、又は自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者

5 農地面積

2015年時点の経営耕地面積は1,073haで、20年前と比較すると約42%、10年前と比較すると約17%減少しています。

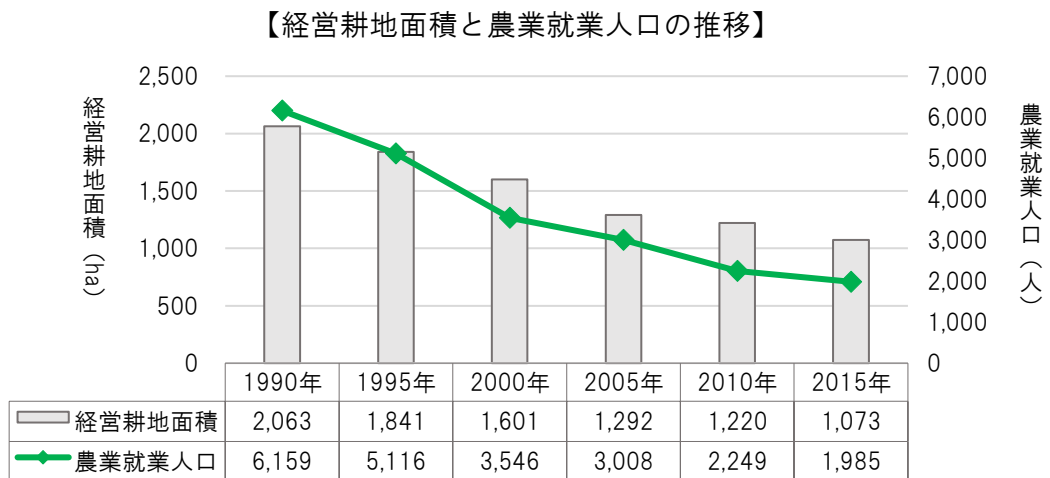
また、経営耕地面積（1,073ha）のうち、田は307ha、畑は189ha、樹園地は577haでともに減少傾向で、田・畑に比べて樹園地の減少率が高くなっています。

経営耕地面積は減少していますが、近年はやや鈍化傾向で、農業就業人口1人当たりの経営耕地面積は増加傾向にあります。



出典：農林業センサス（経営耕地の状況）

注）小数点第2位四捨五入のため、内訳の合計が100%と一致しない。

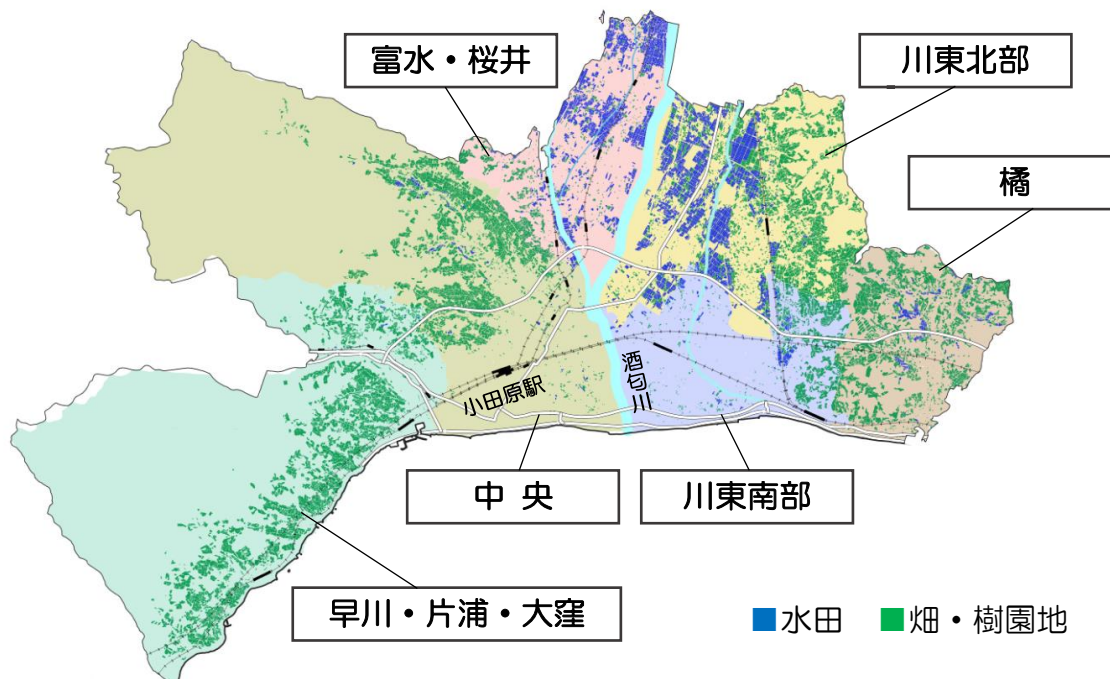


出典：農林業センサス（経営耕地の状況、年齢別農業就業人口）

6 小田原市の農業の概要

本市の農業は、丘陵地におけるみかんをはじめとした果樹、酒匂川流域の水稲、平坦地の野菜、落葉果樹、東部の酪農に大別され、以下の色分けした六つのエリアに分けられます。

土地利用別にみると、水田は「富水・桜井」、「川東北部」、樹園地は「早川・片浦・大窪」、「川東北部」が多くなっています。



- ◆ 農家戸数：1,987戸（うち販売農家 59%）
- ◆ 田：307ha / 畑：189ha / 樹園地：577ha
- ◆ 荒廃農地面積：178ha

出典：農林業センサス 2015（総農家数及び土地持ち非農家数、経営耕地の状況）
農政課調べ（荒廃農地調査）

注）「農家」は、経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。
「田・畑・樹園地の面積」と「荒廃農地面積」は、小数点第1位四捨五入のため、内訳の合計が一致しない。

地区区分	地区
早川・片浦・大窪	早川、片浦、大窪
中央	足柄、緑、新玉、万年、幸、十字、芦子、二川、久野、山王網一色
富水・桜井	東富水、富水、桜井
川東南部	下府中、国府津、酒匂・小八幡、富士見
川東北部	豊川、上府中、下曾我、曾我
橋	下中、前羽、橋北

| 早川・片浦・大窪エリア

箱根外輪山の相模湾に面した急傾斜地に位置し、大部分の農地が柑橘を主体とした樹園地となっています。

- ◆ 農家戸数：335戸（うち販売農家 68%）
- ◆ 田：4ha / 畑：30ha / 樹園地：207ha
- ◆ 荒廃農地面積：120ha

注）「田・畑・樹園地の面積」と「荒廃農地面積」は、小数点第1位四捨五入のため、内訳の合計が一致しない。

| 中央エリア

早川と狩川に挟まれた箱根山麓の丘陵地帯であり、山間部は柑橘やキウイフルーツ等の樹園地と、平坦部は普通畑、一部水田地帯となっています。

- ◆ 農家戸数：356戸（うち販売農家 56%）
- ◆ 田：14ha / 畑：67ha / 樹園地：96ha
- ◆ 荒廃農地面積：8ha

| 富水・桜井エリア

狩川と酒匂川に挟まれた水田地帯であり、酒匂川沿いに一団の水田地帯が形成されています。

- ◆ 農家戸数：319戸（うち販売農家 56%）
- ◆ 田：114ha / 畑：13ha / 樹園地：16ha
- ◆ 荒廃農地面積：7ha

| 川東南部エリア

酒匂川と曾我丘陵との間に位置し、柑橘を主体とした果樹や、水稻、野菜を生産する複合経営が行われています。

- ◆ 農家戸数：173戸（うち販売農家 33%）
- ◆ 田：11ha / 畑：4ha / 樹園地：35ha
- ◆ 荒廃農地面積：6ha

| 川東北部エリア

酒匂川と曾我丘陵との間に位置し、梅を主体とした果樹や野菜、酒匂川東部の酒匂堰流域に水田地帯が形成されています。

- ◆ 農家戸数：589戸（うち販売農家 64%）
- ◆ 田：153ha / 畑：36ha / 樹園地：161ha
- ◆ 荒廃農地面積：30ha

| 橘エリア

曾我丘陵の東部に位置し、酪農（乳牛）やたまねぎを主体とした野菜や、柑橘等の果樹を生産する複合経営が行われています。

- ◆ 農家戸数：215戸（うち販売農家 66%）
- ◆ 田：11ha / 畑：39ha / 樹園地：62ha
- ◆ 荒廃農地面積：7ha

7 小田原市の農産物

2018年（平成30年）の農業産出額は404千万円（推計）で、神奈川県では5番目に高い数値となっています。なかでも、みかんをはじめとする果実の農業産出額は208千万円で、本市の農業産出額の約51%を占めており、神奈川県一の産出額を誇ります。

果実については、大津四号、青島等の温州みかんの生産を中心に、湘南ゴールド等の優良品種の導入や、収益性の高いキウイフルーツ、農作業の省力化や有害鳥獣対策の一環としてレモンの栽培が進んでいます。落葉果樹では、梅が本市の特産として曽我地区を中心に古くから栽培されているほか、酒匂川流域を中心に梨が栽培されています。

水稲については、酒匂川流域を中心に積極的な栽培が行われています。また、一部地域では都市化等に伴う農業環境の変化を踏まえ、野菜、イチゴ、花き等への転換により、集約的な栽培で自立経営を目指す農業者も増加しています。

【小田原市の農業産出額（推計）単位：千万円】



出典：平成30年市町村別農業産出額（推計）

｜ 柑橘

温暖な気候と、富士山の火山灰による水はけのよい土壌、相模湾に面する地形に恵まれ、江戸時代に柑橘栽培が始まりました。温州みかんを中心にさまざまな柑橘が栽培されており、直売所等では年間を通して販売されています。

● 温州みかん

箱根山麓の丘陵地帯、曾我丘陵を中心に栽培されており、神奈川県内で収穫量1位を誇ります。多種多様な品種があり、10月上旬に出荷を迎える極早生から、12月中旬に収穫して貯蔵し、3月頃まで出荷される晩生等の種類があり、成熟時期によって数多くの品種が栽培されています。



● 湘南ゴールド

神奈川県が12年の歳月を経て、温州みかんと黄金柑との交配により育種した、神奈川県オリジナル品種です。温州みかんよりも小ぶりで、鮮やかな黄金色の果皮、清涼感とさわやかな香りが特徴です。出荷期間は3月中旬から5月頃までで、湘南ゴールドを活用した飲料等、さまざまな加工品も販売されています。



● レモン

片浦地区を中心に、ほとんど農薬を使わずに栽培している「片浦レモン」は、安全・安心の国産レモンとして人気が高まっており、ワインやサイダーといった加工品にも使用されています。

また、JA かながわ西湘では、県西地域産レモンの統一ブランドとして、「湘南潮彩レモン」を愛称とし、販売に取り組んでいます。



「湘南潮彩（しおさい）レモン」ブランドロゴマーク

相模湾や潮風をイメージさせるサーファーやカモメ、雲がデザインのモチーフとなっています。

| 梅

栽培は戦国時代に始まり、江戸時代には東海道の箱根越えを控えた旅人の保存食として、梅干しの機能が見直され、需要が増したことにより栽培面積が拡大されたようです。

本市の北東部に位置する曾我梅林は梅生産の中心であり観光名所ともなっています。梅干し用の「十郎」と、梅酒用の「白加賀」を中心に約500t栽培されています。



🌸 小田原市で栽培される主な梅の品種

《十郎》実が大きく肉質がなめらかで種が小さいことから、梅干し用品種の最高級品種といわれています。皮が薄く破れやすいため、収穫では1つずつ樹から手でもぎ、土用干しでも1つずつ手で裏返しています。

《白加賀》白加賀は関東地方での栽培が盛んですが、温暖な気候の小田原で栽培される白加賀は、いち早く出荷され、首都圏にいち早く出回ります。主に梅酒や梅シロップの加工に使われています。

🌸 収穫・出荷時期

《白加賀》 5月下旬～6月上旬

《十郎》 6月中旬～6月下旬

《杉田》 6月中旬～7月初旬

《南高》 6月中旬～7月初旬



土用干しの風景



小田原十郎梅プレミアム「雲上」

｜ キウイフルーツ

昭和 40 年代後半からキウイフルーツ栽培が始まりました。鮮やかなエメラルドグリーンの果肉には、ビタミン C や食物繊維が豊富に含まれています。

主に「ハイワード」という品種が栽培されており、11 月に収穫されたキウイフルーツは、すべて低温貯蔵庫に保管し、品質管理を行いながら年末～4月にかけて出荷されています。



｜ タマネギ

県内の約 20%の生産量を誇っており、そのなかでも橘エリアで栽培されるものは「下中たまねぎ」と呼ばれます。

甘みが強く味が濃いのが特徴で、生で食べても辛味が少なく、実が柔らかいのが特徴です。



● 湘南レッド

辛味や刺激臭が少なく、甘味が強いのが特徴です。鮮やかな紫紅色の状態にして出荷するには、天日干しで自然乾燥し、表面の皮をむく等、大変な手間がかかっています。



米

酒匂川流域の肥沃な平野部を中心に明治後期には水稻栽培が盛んに行われていました。酒匂川の清流で育った米は、食味がよく、県内の小・中学校の米飯給食にも提供されています。

神奈川県で生まれた「はるみ」は食味評価が高く、栢山地区を中心に栽培が盛んに行われています。



● はるみ

「はるみ」の名称は相模湾の「晴れた海」に由来します。「コシヒカリ」と神奈川県の推奨品種「キヌヒカリ」を交配し、10年の歳月をかけて開発されました。ツヤが良く、甘みがありもちもちとした食感が特徴です。2016～2017年の日本穀物検定協会では、食味ランキングの最高評価「特A」を2年連続で獲得しました。



● さとじまん

神奈川県が全国に先駆けて栽培をはじめました。名前の由来は、「わが里自慢」から「さとじまん」と名付けられました。粒が大きく粘りがあり、冷めてもおいしく、お弁当屋やおにぎりにおすすめです。

● てんこもり

従来の「さとじまん」に代わる新たな奨励品種として、令和4年以降から本格的な栽培を進めます。稲穂の数はいくつもありますが、収穫時に倒れにくく、穂も発芽しにくいいため、栽培しやすい品種です。

玄米の外観品質も優れ、食味も粘りがあって「さとじまん」より優れているといわれています。

● きしゅもち 喜寿糯

神奈川県で最も多く作られているもち米品種。甘みがありコシが強く、お餅にするとやわらかく、よく伸びる餅になります。

茶

箱根丹沢山ろくのお茶の栽培に最良な地域で栽培されています。

生葉が柔らかいため浅蒸し製法で形が整い、旨味・甘味・渋味のバランスがとれサッパリとした味わいが特徴です。金太郎がトレードマークです。

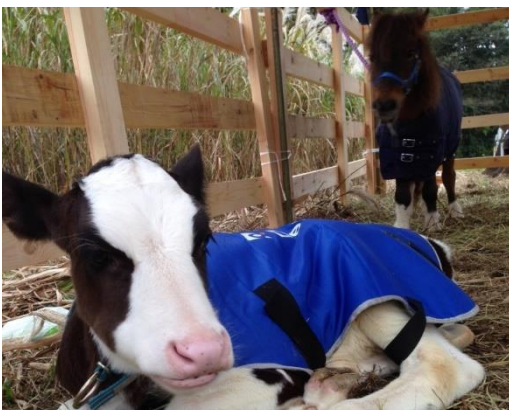


画像：(株)神奈川農協茶業センター

酪農

橘エリアでは畜産が行われており、ここで絞られた牛乳は、「きんたろう牛乳」として、スーパーで販売されるだけでなく給食でも提供されています。

かながわ酪農活性化対策委員会が認証する、かながわ県産牛乳100%認証を取得しています。



画像：タカナシ乳業株式会社

第3章 小田原市の農業の現状・課題

1 小田原市の農業の「強み」

| 知名度のある農産物の存在

小田原市では、神奈川県オリジナル品種の湘南ゴールドや、レモン、キウイフルーツ、梅といった特産の果樹が存在します。レモンやキウイフルーツは需要が拡大しているとされており、今後の生産拡大も期待されます。湘南ゴールドや梅については、農業者等による協議会が組織されており、PR活動やブランド化に取り組んでいます。また、橘の下中たまねぎは若手農業者が主体となってオーナー制に取り組んでおり、定植や収穫期はイベントを開催しています。神奈川県初の特A米の認定を受けた「はるみ」はブランド化が進んでおり、これらの農産物は直売所においても一定量の販売が行われ、市民の認知度も高くなっています。

今後はこれらの農産物についてブランド化を求める意見があり、商標登録や、加工品開発、農業体験やイベント実施等に向けた取組みが期待されています。



| 恵まれた立地環境と豊富な食資源

小田原市は、山、川、海のある豊かな自然環境に囲まれ、古くから城下町・宿場町として栄えました。都心からのアクセスが良く、休暇には箱根・伊豆方面に出かけることのできる恵まれた立地環境にあります。食資源にも恵まれており、米、野菜、果樹の農産物のほか、新鮮な地魚や、ワカメ・コンブの養殖、干物・蒲鉾等の水産加工品があり、自然の恵みと文化によって作り出された食文化の数々があります。



柑橘類の周年栽培

果樹（統計分類名「果実」）の農業産出額（推計）は神奈川県で第1位となっており、県内収穫量1位の温州みかんをはじめ、神奈川オリジナル品種の湘南ゴールド、ほとんど農薬を使用していない片浦レモン、市内の直売所や近隣の道の駅等では、年間を通してさまざまな柑橘類が販売されています。みかんについては、「みかんオーナー制度（実っているみかんの収穫を行う権利を買う制度）」があり、収穫時期には市内外からの利用者で賑わっています。湘南ゴールド、レモンについては、加工需要も高まっており、県内ではジュースやお菓子等、さまざまな加工品が販売されています。

【周年栽培される小田原市の柑橘 出荷販売カレンダー】

名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	食べ頃
青島みかん													1～2
ネーブル													1～3
湘南ゴールド													3～5
清見													3～5
ゴールデンオレンジ													3～5
セミノール													4～6
甘夏													4～6
ニューサマーオレンジ													5～6
バレンシアオレンジ													6～7
ハウスみかん													7～9
(極)早生みかん													10～12
大津みかん													12～3
ポンカン													12～5
レモン													12～5

産地化に向けた意欲の高まり

湘南ゴールドやレモン、キウイフルーツについては、JA かながわ西湘が取扱量の拡大意向を示しているほか、農業者が面積拡大のために農地を探している状況もあります。また、鳥獣が好まないニンニク、ラッキョウの栽培普及を進める意向もあり、普及拡大とともに鳥獣被害の軽減が期待されます。下中たまねぎについても、生産拡大が必要との意見があり、これらの品目の生産拡大に向けては、省力化や貯蔵施設が必要との意見もあります。

組織的な鳥獣被害対策への取組み

鳥獣被害対策として、JA かながわ西湘の支店エリアごとに鳥獣対策委員会が設置されています。各支店では、農業者自らが罠を設置し、ICT 機器を使用して罠の見回りの軽減化を図っています。また、捕獲されたイノシシ肉を使ったシシ汁を地域の催事で販売する等、有害鳥獣による被害防止、捕獲鳥獣の有効活用に向けた取組みが進んでいます。

一般市民等の農業参画意欲

市民アンケート調査の結果をみると 60 代以下の男性を中心に 8% の回答者が「市民農園よりも広い農地を借りて生産・販売に取り組む」意向を示しています。農地の有効利用や、新たな農業者として、今後の就農が期待されます。

また、パートやボランティアとして農業に携わりたい市民が一定数存在し、「農業に携わり働く」機会を増やしたいとする意見は 4.3% あります。市の生産年齢人口^{※2}111,800 人に換算すると、約 4,800 人の市民が働く考えを示していることとなります。

市内の福祉施設では、野菜の定植や収穫等の農作業に従事していますが、限られた施設の一時的な取組みにとどまっています。福祉施設では、農業での就業を望んでいますが、農業に関する就労機会の情報が不足していることや、農業者と福祉事業者の接点が不足している等のことから、就業までには至っていません。

農業者アンケート調査の結果をみると、福祉施設への農業指導に協力の可能性を示す回答が 15%、高齢者及び障がい者の雇用の可能性を示す回答が 10% あります。

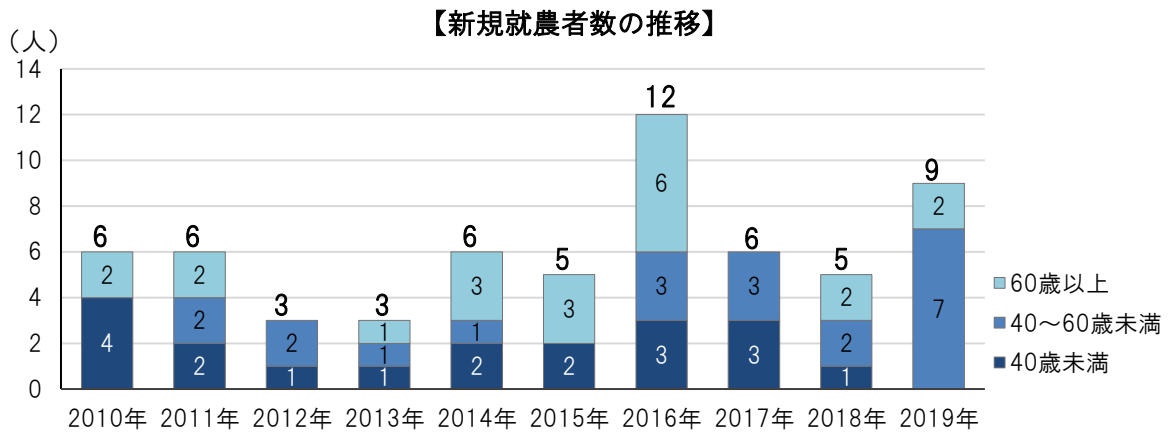


生産年齢人口^{※2} 生産活動の中心にいる人口層のことで、15 歳以上 65 歳未満の人口を指す。

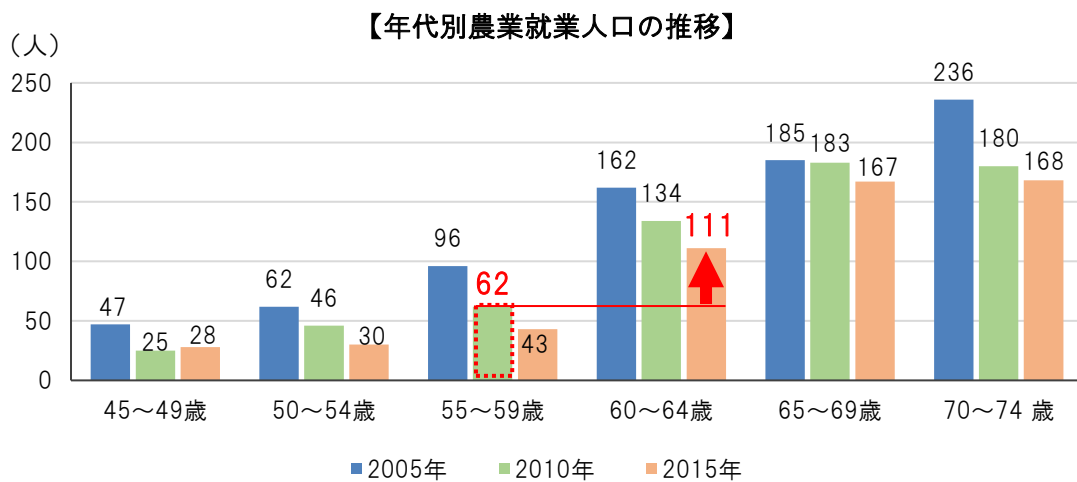
若手新規就農者と定年帰農者の存在

過去10年間の新規就農者^{※3}61人（後継による親元就農除く）のうち、約31%が40歳未満、約34%が40歳以上～60歳未満となっており、若手の新規就農が進んでいます。また、年代別農業就業人口の推移をみると、60～64歳の年代人口が増加しており、定年帰農者^{※4}が増加していると考えられます。

今後はこれらの新規就農者の定着に向けた支援や取組みが求められています。



出典：小田原市



出典：農林業センサス（販売農家_年代別農業就業人口）

新規就農者^{※3} 自営農業への従事が主になった者（後継）、新規雇用・新規参入により農業に従事することになった者をいう。

定年帰農者^{※4} 農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り農業に従事すること。また、出身地を問わず定年退職者が農村に移住し、農業に従事すること。

2 小田原市の農業の「弱み」

| 農業者の高齢化や担い手・労働力の不足

担い手や労働力の不足は、耕作放棄地発生の要因や農業経営上の問題の上位となっています。小田原市の農業経営体数は、2010年の1,433件から2015年には1,278件となり、5年間で155件減少しました。

高齢化も進んでおり、基幹的農業従事者に占める70歳以上の割合は、神奈川県が46%であるのに対して、本市は52%となっています。

労働力の不足は、果実や野菜等、機械化が困難な作物でより深刻になっています。こうした問題の背景には、栽培経験を有する人材の確保が困難なことや、労働力を求める農業者と、働きたい人材とをマッチングする機能がないことが挙げられます。なお、水田では農作業受託が行われていますが、年々受託面積は増加し、農業者からの要望に答えきれていない状況があります。

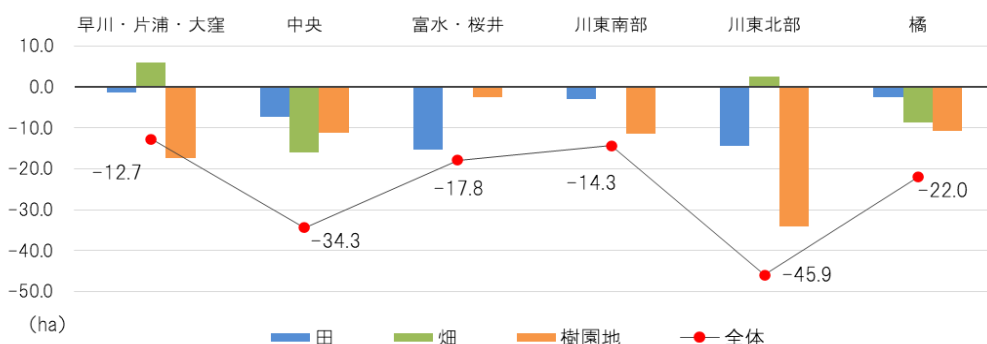
出典：農林業センサス（農業経営体数、基幹的農業従事者数）

| 経営耕地の縮小

小田原市の経営耕地面積は、2010年以降の5年間で約147ha減少しています。地目別の減少面積は、田が44ha、畑が16ha、樹園地が87haとなっており、特に樹園地の面積が大きく減少しています。農業者アンケートの結果、7割の農業者が「今後、耕作できなくなる農地が発生する」と回答しており、今後の更なる農地の減少が懸念されます。

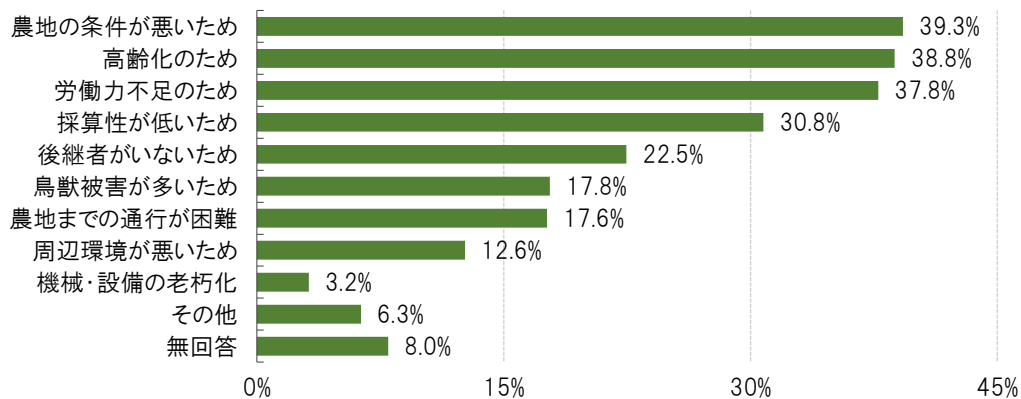
経営耕地が縮小する要因は担い手の高齢化や労働力不足のほか、樹園地の場合は、傾斜地で栽培が困難なことや園地が農道に接続していないこと、田の場合は暗渠排水が整備されていないことや道幅が狭く農業用機械の搬入が困難なこと等、農地条件の不利性が耕作をしていない主な理由として挙げられます。

【5年間（2010-2015）で増減した経営耕地面積】



出典：農林業センサス（販売農家_経営耕地面積）

【耕作をしていない理由(n=601)】



出典：小田原市農業者アンケート

基盤整備の遅れ

農業振興地域においては、区画整理や暗渠排水が整備されていない農地が多く残されています。農用地区域は、農地としての利用を継続することを指定した農地であるため、生産性向上に向けた整備が求められます。

農業者からは、「農地条件が悪い」、「農道が狭く通行困難」といった、生産基盤に関する問題が多く挙がっており、農道や水路の改修を求める意見が多くなっています。

借りられる農地の発見が困難

規模拡大を希望する担い手や新規就農希望者が、営農条件に合った農地を求めている状況がありますが、現状では、農地所有者が貸与等を希望する農地の情報を入手しにくいいため、農地を確保できない状況があります。

農住混在による農業の制約

富水・桜井、川東南部、橘は、農地と住宅地が混在しているエリアがみられます。これらのエリアでは、風向きや時間帯に配慮し、耕運や農薬散布を行う等の制約がある中で、農業を行っています。



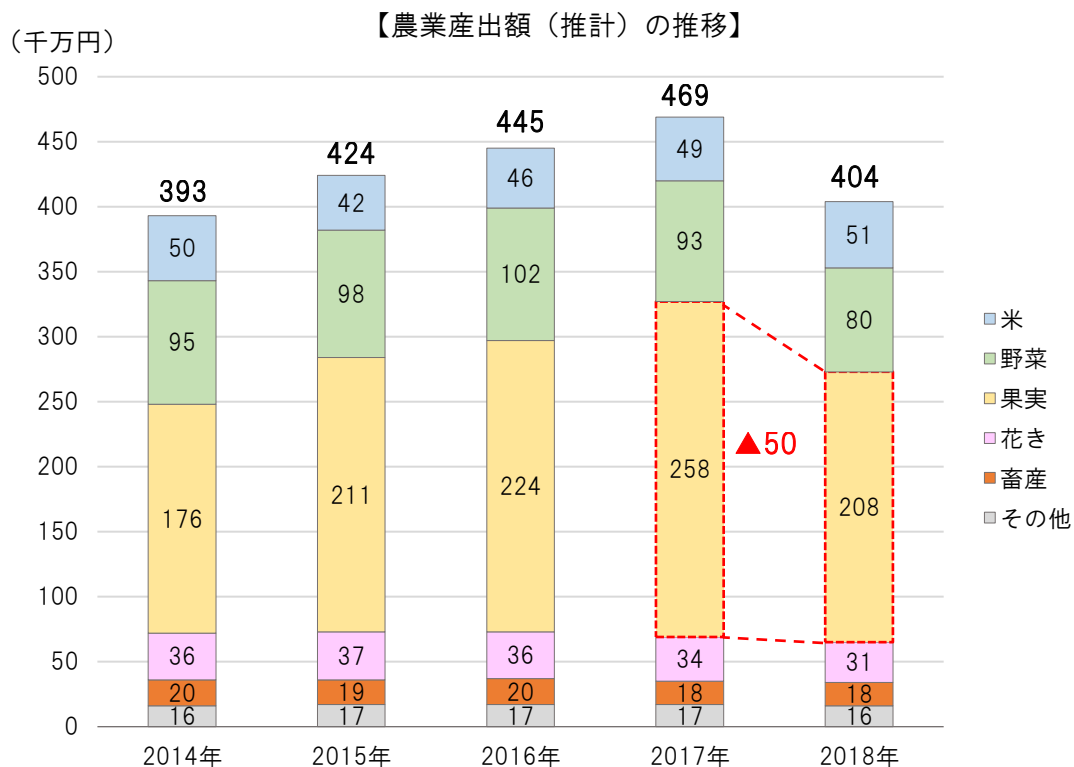
栽培技術を得る機会の不足

農業経験の少ない新規就農者にとっては、市の風土に合った栽培技術や、作業スケジュール等の情報が不足している状況があります。定年帰農を進めるうえでも、定年前の人材に対する栽培技術研修等の場が必要です。

そのため、JA かながわ西湘では農業者の栽培技術向上に向けた支援や経営の安定化を図ることを目的に、栽培講習会やTAC サポーター・技術指導員による農家訪問を行っています。しかしながら、時間の確保が困難な農業者も存在し、市内農業者全員に対して個別に指導することは困難な状況にあります。

農業産出額の減少

農業産出額（推計）については、2017 年まで増加していましたが、2018 年に減少しています。特に果実は前年比▲50 千万円と大きく減少しています。



出典：市町村別農業産出額（農林業センサスの結果等を活用した市町村別農業産出額の推計）

3 小田原市の農業を取り巻く環境

就農支援の充実

新規就農の支援については、新規就農前（最長2年）と、独立・新規就農後（最長5年）に、年間最大150万円の補助が受けられる農業次世代人材投資事業が展開されています。本事業は、2019年度以降「対象者年齢の45歳未満から50歳未満への引き上げ」、「親元就農における農地の所有権移転義務を廃止して利用権設定を対象とする」といった変更がされました。

神奈川県では、県が耕作されなくなった農地を土地所有者から借り受け、農業を学びたいという意欲ある県民に貸し出す、中高年ホームファーマー事業や、研修を受講しながら柑橘の苗木を育て、柑橘栽培に要する農作業等を体験しながら果樹園の荒廃化を防ぐオレンジファーマー事業を展開しています。



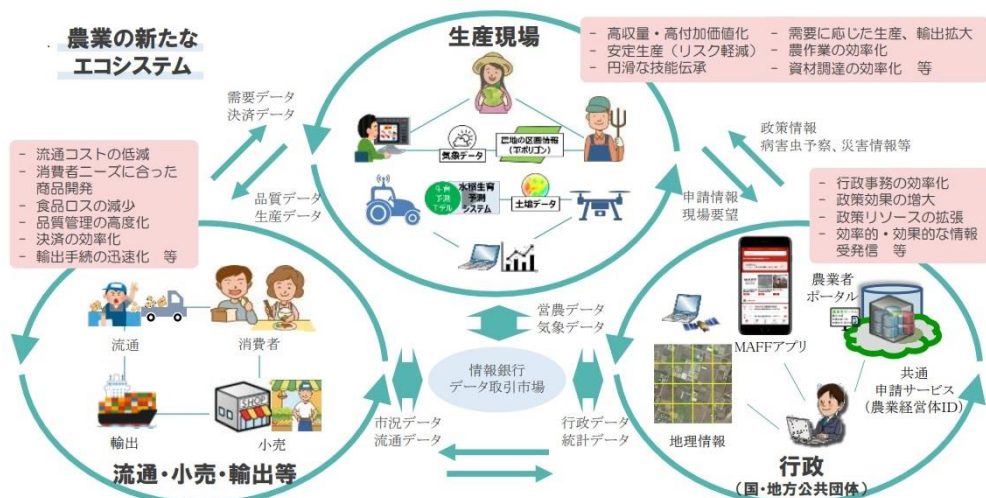
スマート農業・デジタル技術の進展

近年、ICTやロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業が推進されており、日本の農業の課題となっている、担い手確保や労働力不足の解消といった課題の解決に向けて、スマート農業技術の導入が期待されています。

また、農業の生産現場に限らず、流通、小売り、消費者や行政においても、デジタル技術を活用することで各主体が必要な情報を組み合わせ、分析・予測・検証を繰り返し、新たな価値を創造する「デジタルトランスフォーメーション（DX）≡デジタル技術によるビジネスの変革」に向けた取組みが求められています。

デジタルトランスフォーメーション(DX)により実現する農業の未来

- 農業に携わる様々な主体(農業経営体、メーカー・ベンダー、流通・小売業者、消費者、行政等)がデジタル技術を活用し、自律分散的にデータをやり取り。各主体が必要な情報を組み合わせ、分析・予測・検証というプロセスを繰り返すことで新たな価値を創造。
- 農林水産省もデータ連携の一つの基点となるべく、行政手続のオンライン化や農地等の基幹情報の提供等を進めるとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)を円滑化する環境整備を強力かつ迅速に推進していく。



出典：農林水産省「農業のデジタルトランスフォーメーション（DX）について」

農地中間管理事業（農地バンク事業）への関心の高まり

農地中間管理機構が整備されたことで、耕作できない農地の所有者からの申し出により、農地中間管理機構がその農地をまとめて担い手に貸し出す等、農地集積に向けた機能が強化されました。

農業者アンケートの結果、農地中間管理機構の制度を活用した農地の貸し付けについて、「利用したい」、「利用を検討したい」といった前向きな回答も多くなっています。



画像：農林水産省

生産基盤の整備に向けた支援

国では、農業の生産性向上を目的に、一定規模の農地を整備する事業や、担い手への農地集積と合わせた基盤整備事業、高収益作物への転換を目的とした耕作条件の改善、水路等の農業水利施設の長寿命化を目的とした事業等、地域の目的や実情に応じた整備事業への支援を行っています。



都市農地に対する認識の変化

平成 27 年に都市農業振興基本法が施行され、平成 28 年に国が策定した都市農業振興基本計画において、都市農地はそれまでの「宅地化すべきもの」から、「都市にあるべきもの」へと位置付けが転換されました。同計画には都市農業を安定的に継続し、都市農業の有する多面的機能の適切・十分な発揮をするため、都市農業に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを位置付けています。

本市においても、市民の「都市農地^{※5}が必要」との意見は6割に達し、多数の市民が都市に農地を残すことを期待しています。都市農地に対する期待としては、「新鮮な野菜の生産・供給」の次に、「子どもたちの食育の場」としての機能を求める意見が4割と多くなっています。



都市農地^{※5} 本市においては「市街化区域内の農地」を意味します。

｜ジビエの利用促進

国内の有害鳥獣による農産物被害額は158億円（平成30年度）にのぼり、全体のうち約7割がニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる被害となっています。鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄、離農者の増加、さらには森林の下層植生の消失による土壌流出や希少植物の食害等、被害額として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしています。

本市ではイノシシ及びニホンジカの捕獲頭数は増加傾向にあります。一方で、捕獲者の捕獲鳥獣の処分負担も増加していることから、捕獲を進めるとともに、処分負担を軽減させるための取組みとして、ジビエ利用の促進が求められています。

｜輸入農畜産物の価格低下による国内農産物への影響

輸出入の拡大を目的としたTPPの経済連携協定により、海外から輸入される農畜産物・食品は、関税の撤廃や税率の低下が進んでいます。この結果、海外の農畜産物・食品の価格が低下し、国内の農畜産物の需要に対し、影響を与えることが懸念されます。

｜米の消費量減少

人口減少や消費性向の変化等により、米の1人当たり消費量は年々減少しています。平成30年度産以降は、行政による都道府県別の生産数量目標の配分がなくなったため、国が策定する米穀の需要見通し等の情報を踏まえつつ、農業者や集荷業者・団体が主体的に需要に応じた生産・販売を行う必要があります。

｜食の外部化の進展

単身世帯の増加や、高齢化、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭における調理機会の減少や調理時間の短縮、調理の時短・省力化が進んでいます。

これにより、惣菜や弁当、カット野菜、ミールキットの需要が高まっており、米や野菜、果物の業務用需要が拡大しています。消費者ニーズは、より利便性や簡便性を求める方向にあるため、流通段階の「川下」の変化に応じて、供給過程全体を視野においた生産・販売の展開が求められています。

｜自然災害や地球温暖化の影響

自然災害リスクの高まりや大規模地震への懸念、感染症の流行により、世界的に都市のレジリエンス（災害や危機、危険に対する耐性）が注目されています。そのような中で、農地における防災機能や農産物を供給する機能を改めて評価する必要があり、不測の事態への備えや対策が求められます。また、気温上昇や多雨による農産物への影響も出ており、こうした気候変動への対策も必要です。

「未病」の改善に向けた取組み

神奈川県では、豊富な地域資源を持つ県西地域を「未病の戦略的エリア」に位置付け、「未病の改善」をキーワードに各地域の魅力をつなげて新たな価値を創出し、地域の活力を生み出すため、県西地域活性化プロジェクトを推進しています。プロジェクトの一つとして、地域食材を活かした薬膳料理や、自然の中で行うアクティビティ、心身を癒す森林浴や温泉等、「未病を改善する」県西地域の食・運動・癒しの体験の充実を図っています。

「未病」とは？

神奈川県では、心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、このすべての変化の過程を表す概念を「未病」としています。

明確に区別できるものではない

健康

病気

健康と病気の間を連続的に変化する状態が「未病」

健康

未病

病気

← 未病改善



画像： http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0602/kenseiji/about_project.html

未病を改善 おいしく薬膳 レシピブック

薬膳を楽しんでもらえるように、簡単につくれる薬膳レシピが掲載されたレシピ集



県西やさい&くだもの

神奈川県で生産されている農産物を使用した、薬膳レシピが紹介されているパンフレット。湘南ゴールドや、レモン、キウイフルーツ、タマネギ、梅等のレシピが掲載されています。

魅力的な観光スポットの存在

小田原城天守閣の大改修の影響等により、観光客数が大幅に増加しています。また、2019年11月には、漁港の駅 TOTOCO 小田原が開業しました。



小田原城天守閣



TOTOCO 小田原

持続可能な開発目標（SDGs）

世界では、貧困や飢餓、地球温暖化の環境問題等、さまざまな課題を抱えており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、人間らしく暮らしていくための社会的基盤を作ること为目标としています。

SDGs は、将来世代のニーズを奪うことなく現代世代のニーズを満たすことのできる持続可能な開発をしていくため、すべての国を対象に経済・社会・環境の三つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標となっています。

農業においても、再生産可能な価格での取引や、農地の多面的機能を発揮した社会貢献、環境に配慮した農業生産をする農地を保全することによる環境保全等、持続可能な農業振興に向けて、経済・社会・環境の三つの側面のバランスがとれた農業をしていくことが必要となります。



4 小田原市の農業の課題

小田原市の農業の「強み・弱み」と、小田原市の農業を取り巻く環境を踏まえ、本市の農業振興に向けた課題を整理します。

課題1 地域の農業生産を担う体制整備

本市では、農業所得により生計を立てる専業農家や兼業農家、定年後農業に従事する人、農作業受託組織等の多様な担い手が存在します。そして、本市の柑橘、野菜、米、畜産物等の生産は、こうした多様な担い手により行われています。こうしたなか、本市の農業生産を維持していくためには、多様な担い手の確保や育成支援が必要です。

また、農業者が減少し、労働力が不足する状況に対応し、農地と農業生産を維持するため、今後はこれまで農業に対する関心や関わりのなかった人たちにも目を向け、農業に関わる機会を創出するとともに、農業に携わりたい意向を有する市民の協力を得ることが必要です。

課題2 農業の持続的発展に向けた農地の確保

本市の農業産出額（推計）は、果樹を筆頭に2014年以降右肩上がりに増加していましたが、2018年に大きく減少しました。特に、果実（果樹）の減少額が大きく、これらの背景には、有害鳥獣被害や高齢化、労働力不足、農地の条件が悪い等の理由が考えられることから、今後対策を打たなかった場合、更なる経営耕地面積の縮小、耕作放棄地の増加が懸念されます。一方で、栽培面積の拡大を志向する農業者の存在や、新たな作物の産地化を目指す動きも見られます。水稻においては、農作業受託組織による管理耕作が行われていますが、暗渠排水の未整備や、小区画の農地が多く作業効率が悪いことから、新たな作業受託の要望に応えることが難しい状況です。

こうしたなか、農業の持続的発展に向けては、平地や中山間地等、それぞれの地域特性や地域の実情、作目、農業者の意向を踏まえたうえで、優先して活用する農地を検討し、生産基盤の整備を行い、担い手への農地集積・集約化を行うことが必要です。

課題3 有害鳥獣や外来生物による被害の防除

有害鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加等をもたらす。被害額として数字に現れる以上に深刻な影響を与えます。また、水田で繁殖し、田植直後の水稻苗を食害するスクミリンゴガイや、梅やモモに感染するウメ輪紋ウイルス（Plum pox virus）は、葉や果実に輪紋や斑紋を生じるうえ、奇形果、早期落果等を起こし、収穫量に大きく影響を与えます。

生産振興を図り農家所得を守るためには、農作物の食害や農地の掘り起こし等の被害をもたらす有害鳥獣や、水稻被害をもたらすスクミリンゴガイの防除、植物に伝染する病気への対策やウイルスを媒介する害虫の防除を行うことが必要です。

課題4 多面的機能の発揮に向けた農地の保全

農地の役割は、作物生産機能だけでなく、景観の形成や、市民が自然に触れ合う場、雨水の一時的な貯水による洪水の発生防止等、さまざまな機能（多面的な機能）を有しており、市民の生活にも深く関わっています。こうした食料の安定供給や、農業が有する多面的機能を維持・発揮させるため、農業生産活動に加え、農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の活動が行われていますが、担い手の減少や高齢化等により、これまでと同様の活動が困難になっています。

こうしたなか、農業の有する多面的機能の維持・発揮のため農地の保全に取り組むとともに、農地・農業により享受される多面的機能の理解促進を図ることや、市民農園・体験農園等の土地利用等により、市民が農と触れ合える場・機会を創出し、農業理解を深めることも必要です。

課題5 地域特性や需要の変化に対応した生産販売

本市には、神奈川県オリジナル品種の「はるみ」や「湘南ゴールド」のほか、県内生産量1位を誇る「温州みかん」や「梅」、近年需要が高まり生産量が増加している「レモン」、「キウイフルーツ」等、特徴ある農産物が数多く存在します。また、本市では鳥獣被害が深刻ですが、鳥獣被害対策や遊休農地の活用、農業者の所得向上等を目的として、鳥獣が好まない「ニンニク」、「ラッキョウ」の栽培を新たに推進しています。

今後は、これらの特徴ある農産物の生産振興を図るとともに、組織的なPRやブランド化に向けた取り組みが必要です。

また、気候変動に合わせた新品種の導入や農作業の省力化等を検討し、持続的な農業生産に向けた取り組みが必要です。

第4章 小田原市の農業が目指す姿

1 将来像

農業者・市民・来訪者が支えあい 持続可能な農業があるまち小田原

小田原市は首都圏に位置し、高速道路や鉄道等の交通インフラが充実し、生活の利便性が高く、豊かな自然や農村地帯が形成されており、多種多様な農産物の生産が行われています。

市民・来訪者は、市内産の農産物の購入や援農・農業体験を通して、農に魅力を感じ、農業の必要性を理解することで地域の農業を支えていきます。

農業者は、安心安全で市民が誇れる農産物を生産し、市民生活に関わる農村景観の維持や農地の保全管理に努め、訪れた人に感動を与えます。

このように、お互いが協働し支えあっていくことで、小田原市の農業を持続可能なものとし、小田原市の農業を魅力あるものとしていきます。

※将来像のイメージ画像挿入

2 将来像の実現に向けた方針

将来像の実現に向けた計画の基本方針を五つの視点に分類し、農業の持続発展に資する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」の両輪で、将来像の実現に向けた施策を展開していきます。

■基本方針1 地域農業を支える人材の確保・育成

- 担い手の確保・育成支援に取り組みます
- 市民の協力、農業や地域活動への参加を促進します

■基本方針2 次世代に継承する農地の確保

- 将来にわたり優先的に利用する農地を明らかにします
- 農地の保全、担い手への集積を図ります

■基本方針3 農業を脅かす危機への対応

- 鳥獣被害対策の拡充、ジビエ利用を促進します
- 病害虫予防対策に関わる取組みを支援します

■基本方針4 未来につながる産地づくり

- 農産物の生産振興、高付加価値化を図ります
- 市民および来訪者に対する販売強化を図ります

■基本方針5 農の魅力向上

- 食育や地産地消の取組みを推進します
- 小田原市の農業を応援する市民の拡大を図ります

3 施策体系

基本方針	基本施策	詳細施策
地域農業を支える人材の確保・育成	1 新規就農者の確保・定着の促進	①就農しやすい環境づくり ②新規就農者の農地確保支援 ③効率的な農業技術習得支援
	2 多様な主体の参画・協働の促進	①農作業受託機能の拡充促進 ②農繁期の労働力確保 ③農福連携の推進
次世代に農地の確保を継承する	1 優先して利用する農地の検討	①農地利用状況の適切な把握 ②担い手への農地集積 ③生産基盤の整備に向けた調査検討
	2 農地の保全と多面的機能の発揮	①農村環境の保全に向けた活動支援 ②環境保全型農業の推進 ③耕作放棄地の解消と拡大予防対策 ④都市農地の維持と交流機能の拡充
農業を脅かす危機への対応	1 鳥獣被害対策の拡充	①捕獲活動の強化 ②農地への侵入防止対策の実施 ③捕獲鳥獣のジビエ利用の促進
	2 病害虫や自然災害等による被害対策の拡充	①病害虫発生情報の収集・周知 ②作物ごとの防除・感染対策の拡充 ③自然災害による農作物被害への対応
未来につながる産地づくり	1 地域特性を活かした農産物の生産振興	①産地化・栽培普及支援 ②スマート農業の普及促進 ③包括的な営農指導の実施
	2 特産品の高付加価値化	①特産品のブランド化 ②農商工連携の促進 ③6次産業化の取組支援
	3 市内における販売強化	①市内産農産物を取り扱う店舗のPR ②本市来訪者への販売の拡大 ③農業体験・施設のPR ④農業振興に向けた土地活用策の検討
農の魅力向上	1 農業者と消費者の交流促進	①農業に対する理解醸成 ②農業を体験する機会の提供
	2 地産地消・食育の推進	①地産地消の推進 ②市内産農産物の学校給食への利用促進 ③食育実践機会の充実

第5章 小田原市の農業振興施策

基本方針1 地域農業を支える人材の確保・育成

農地と農業生産を維持するため、多様な担い手の確保・育成支援に取り組みます。

また、農業者が減少し、労働力が不足する状況を踏まえ、市民が農業に関わる機会を創出し、市民の協力を得て地域の農地を保全し、農業を支える姿を目指します。

施策の概要

1 新規就農者の確保・定着の促進

担い手の減少による生産力の低下、耕地の減少が続く状況にあるため、引き続き新規就農者の確保に取り組みます。また、就農後間もない人材の定着や育成を目的に、技術指導や相談体制の強化を図ります。

2 多様な主体の参画・協働の促進

農地を保全するため、作業受託や貸借により農地を耕作する作業受託機能の拡充を促進します。また、これまで農業に関わりのなかった人材の農業への参加を推進し、期間的な労働力の確保に向けた体制整備を行います。



イラスト挿入

施策1 新規就農者の確保・定着の促進

① 就農しやすい環境づくり

新規就農者の確保に向け、農業技術等について研修を行う「かながわ農業アカデミー」の学費の補助を行うほか、経営の不安定な新規就農初期段階の農業者の定着を目的に、農地の貸借料及び貸し家の家賃に対する助成や経営に関わる資金面の支援を行い、経営の安定化に向けた支援を行います。

また、60歳以上の就農人口が多くみられることから、農業生産法人やNPO法人等の団体、農業者等が、定年帰農者を雇用した農業生産を支援します。

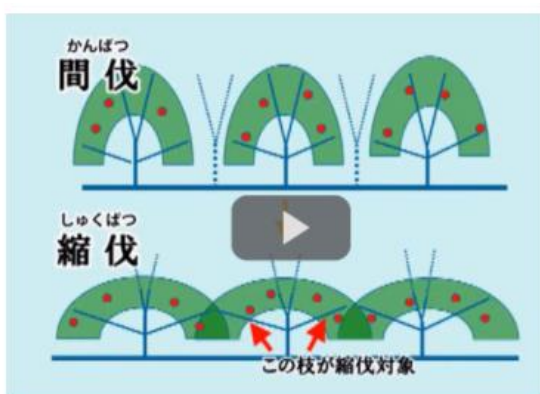
② 新規就農者の農地確保支援

担い手の減少による耕作放棄地の増加、耕地の減少が続く状況にあるため、引き続き、新規就農者の確保に取り組めます。

新規就農者は、就農時に農地を確保することや、就農後の経営拡大に必要な農地を確保することが難しい状況にあるため、人・農地プランの実質化に向けた話し合いや、地域の会合を活用し、農業委員や認定農業者とのマッチング等、地域と融和を図る機会を確保します。

③ 効率的な農業技術習得支援

就農後間もない人材は、知識や経験不足等により、栽培に関する多くの問題に直面し、生産技術の習得や経営の安定化が課題となっています。そのため、JAかながわ西湘や神奈川県農業技術センターと連携し、栽培技術に関する動画配信や、農業者への訪問・相談サービス等の積極的な活用を促進し、新規就農者が農業技術を効率的に習得するための取組みを支援します。



カンキツ・ウメ・カキ初心者剪定講座
(前編)



カンキツ・ウメ・カキ初心者剪定講座
(後編)

画像：JA かながわ西湘公式チャンネル

施策2 多様な主体の参画・協働の促進

① 農作業受託機能の拡充促進

整備された（今後整備を予定する）水田について、作業受託や貸借により耕作し、持続可能な状態とするため、JAかながわ西湘と連携し、特に中高年や定年退職者を対象に、トラクターや田植機、コンバイン等の農業機械オペレーターの人材育成を行います。

また、JAかながわ西湘が行う農業機械貸出事業により、農業機械の効率的な利用促進を図るとともに、農作業受託組織の設立や強化、地域における体制の整備・検討に向けた支援を行います。



② 農繁期の労働力確保

一定時期に作業が集中し、農繁期の労働力を必要としていることから、小田原市民に限らず、近隣市町村や都市住民等の農業に関心がある非農業者と、農繁期の手助けを必要としている農業者を結び付ける、新たな援農制度（援農ボランティア・ワーキングホリデー等）の実証・体制の構築に取り組みます。



③ 農福連携の推進

労働力の確保に向けて、福祉事業者等との連携による新たな働き手の確保を行います。農業に関する就労機会の情報が不足していることや、農業者と福祉事業者の接点が少ないことを踏まえ、福祉事業者と農業者双方の理解促進を図り、農業と福祉の連携を通じた共生社会の実現に取り組みます。



農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

近年、全国各地において、さまざまな形での取組が行われており、農福連携は確実に広がりを見せています。（出典：農林水産省）

基本方針2 次世代に継承する農地の確保

担い手の高齢化や減少が進み、耕作放棄地を含めたすべての土地を活用し、農地として利用することは困難です。

安定的な食料生産や、多面的機能の発揮を維持するため、将来にわたり利用する農地を明らかにし、耕作放棄地の拡大を予防するとともに、農地の保全、担い手への集積を図ります。

施策の概要

1 優先して利用する農地の検討

優良農地を確保し、担い手が利用できるようにすることが必要ですが、本市は山間・傾斜地に農地が広がり、担い手は高齢化・減少しています。

そのため、農地の条件や集団性、後継者の有無や今後の利用意向等担い手の意向を把握し、10～20年先を見越して利用を継続する農地を明らかにし、利用する農地の優先順位をつけて担い手への農地集積を行うとともに、生産基盤の整備に向けた調査・検討を行います。

2 農村環境の保全と多面的機能の発揮

農地の多面的機能の発揮を維持するために、農道や水路等の維持・保全のための活動支援や、環境保全型農業の推進、都市農地を農業体験等ができる場所としての活用を促進します。また、農地の再生に向けた作業への支援や、専用機械の貸出による耕作放棄地の解消を支援します。



イラスト挿入

施策1 優先して利用する農地の検討

① 農地利用状況の適切な把握

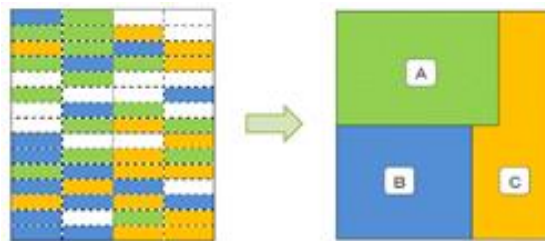
農地の利用状況を適切に把握し、10～20年先を見越し、優先して利用を継続する農地を明らかにします。農地利用状況調査の効率化を図るため、地図情報システムや、タブレット端末を用いた現地調査の方法を検討します。現地調査と併せて、定期的な地域座談会を実施し、今後の利用意向や、荒廃化が懸念される農地情報を把握します。



② 担い手への農地集積

担い手が農業経営に必要な農地を確保できるよう、農地中間管理事業等の推進により農地の集積・集約化を図ります。

また、農用地利用集積計画により、担い手に対する貸借による農地の流動化を促進するとともに、JA かながわ西湘や農業委員会と連携し、長期間にわたる農地の利用権設定への理解促進に取り組みます。



③ 生産基盤の整備に向けた調査検討

水田、畑・樹園地において、耕地整備や農道・園内道の整備・拡幅、営農条件の確保に向けた整備や、整備に向けた国・県の交付金の導入について、調査・検討を行います。また、基盤整備に向けた地域の合意形成を支援し、生産基盤の整備に向けた検討を行います。

施策2 農村環境の保全と多面的機能の発揮

① 農村環境の保全に向けた活動支援

農業者が中心となって行ってきた農道や水路の維持・保全のための活動が、農業者の減少や高齢化等により継続が困難となっています。

そのため、農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の多面的機能を支える活動や、植栽による景観形成等地域資源の質的向上を図る活動を支援するとともに、市民の活動参加の促進を図ります。



② 環境保全型農業の推進

生物多様性の保全や地球温暖化防止に向けた取組みとして、化学肥料や農薬を使用しない有機農業や、緑肥、たい肥の施用等、環境に配慮した取組みに対する支援を行います。



③ 耕作放棄地の解消と拡大予防対策

耕作放棄地である農地に利用権設定をしたうえで、耕作放棄地の解消（整地）が行われた場合等について、機械導入や取組みに関わる事業費の補助等の支援を行います。また、農業に関心のある都市住民を呼び込むとともに、福祉事業者等と連携し、耕作放棄地の解消作業を促進いたします。

加えて、荒廃農地調査により農地の利用状況を適切に把握するとともに、農地の荒廃を防ぐため担い手への集積を促進します。

④ 都市農地の維持と交流機能の拡充

都市農業は、都市住民に地元産の新鮮な野菜や果樹を供給するだけでなく、防災空間や緑地空間など多様な機能を持っており、これらの機能の発揮を目的に、生産緑地の貸借が安心して行える、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の周知を行い、貸借による都市農地の有効活用を促進します。

また、市民アンケート結果において、都市に農地を必要とする意見が多数であったことを踏まえ、都市農地を農業体験や市民農園等ができる場所として活用することで、農地を保全するとともに、農と触れ合える場所の拡大を図ります。

基本方針3 農業を脅かす危機への対応

有害鳥獣による農作物の被害削減のため、小田原市鳥獣被害防止対策協議会や神奈川県鳥獣被害対策支援センター等と連携し、個体数を減らす「捕獲」・農地への侵入を防ぐ「侵入防止」に関する対策を実施するとともに、捕獲鳥獣の処理の負担軽減のため、シビエ利用を推進します。

近年の気候変動、農業生産の多様化を背景とした病虫害防除対策に関わる取組みを支援します。

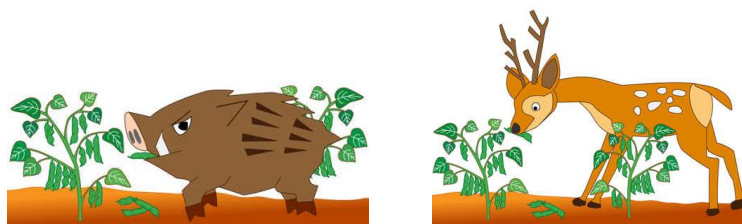
施策の概要

1 鳥獣被害対策の拡充

有害鳥獣による農作物の被害軽減を目的に、小田原市鳥獣被害防止対策協議会や神奈川県鳥獣被害対策支援センター等と連携し、個体数を減らす「捕獲」と農地への侵入を防ぐ「侵入防止」に関する対策の支援を行います。また、捕獲鳥獣の処理の負担を軽減することを目的に、シビエ利用を推進します。

2 病虫害や自然災害等による被害対策の拡充

農産物の被害軽減・収益性の確保を図ることを目的に、神奈川県農業技術センターやJA かながわ西湘と協力し、病虫害発生情報の収集・周知、生産現場における病虫害防除指導を強化するとともに、侵略的外来種やウイルスを媒介する害虫について、情報共有の強化や防除の徹底等、被害拡大防止に向けた取組みを促進します。



イラスト挿入

施策1 鳥獣被害対策の拡充

① 捕獲活動の強化

捕獲活動に取り組む担い手を増やすとともに、被害発生地域の農業者等が地域一体となって効率の良い捕獲活動に取り組めるよう支援するほか、企業・NPO等と連携した捕獲活動を推進します。

また、捕獲活動に関わる負担を軽減させるため、経費の助成や罠の貸出、ICT技術の活用等を行います。



② 農地への侵入防止対策の実施

農地への侵入を防ぐため、侵入防止柵の設置の支援を行います。また、有害鳥獣を農地周辺に出没させないため、隠れ家となる藪の刈り払いや鳥獣のエサとなる放棄果樹の除去等の集落環境整備の実施に向けた対策を検討します。



③ 捕獲鳥獣のジビエ利用の促進

捕獲されたイノシシ・ニホンジカをジビエ利用することで、捕獲者の捕獲個体の処分負担が軽減することから、飲食店やホテル等と連携し、ジビエ利用の拡大を促進します。



施策2 病害虫や自然災害等による被害対策の拡充

① 病害虫発生情報の収集・周知

神奈川県農業技術センターや JA かながわ西湘等と協力し、病害虫発生情報の収集や、農業者への周知を行うとともに、生産現場における病害虫防除指導を促進します。



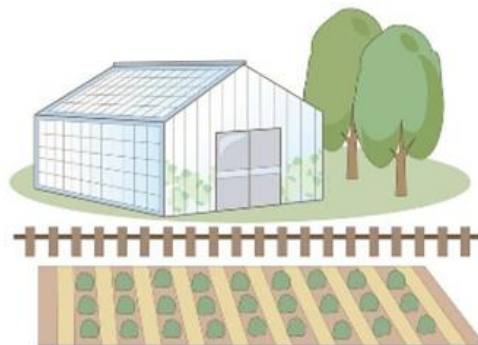
② 作物ごとの防除・感染対策の拡充

イネを食害するスクミリンゴガイや、ウメ輪紋ウイルス（PPV）を媒介するアブラムシといった、侵略的外来種やウイルスを媒介する害虫について、神奈川県農業技術センターや JA かながわ西湘と連携し、情報共有の強化や防除の徹底等、被害拡大防止に向けた取組みを促進します。



③ 自然災害による農作物被害への対応

近年、頻発する豪雨や台風等の自然災害により、農業用ハウス等の園芸施設に大きな被害が発生しています。そこで、豪雨や台風、積雪等による被害を受けた農作物や、農作物の生産・加工に必要な農業用ハウス・畜舎・機械の再建・修繕等を支援します。また、こうした自然災害への備えとして、農業共済への加入を促進します。



基本方針4 未来につながる産地づくり

産地化を目指す生産者組織等の支援を行うとともに、生産環境や需要の変化に対応した作物の生産振興を図ることに加え、特産品のPRやブランド化に向けた取組みを支援します。

農業生産の持続性を確保するため、農作業の省力化に向けた調査検討を行うほか、農業者に対する包括的な営農指導の取組みを支援します。

施策の概要

1 地域特性を活かした農産物の生産振興

需要が拡大傾向にある品目や、鳥獣被害対策や遊休農地の有効活用等に期待される品目について、産地化に向けた取組みや生産振興の支援を行います。また、省力化を目的としたスマート農業の導入実証や、集出荷と連動した営農指導により、農作業の効率化、農産物の高品質化を図ります。

2 特産品の高付加価値化

本市の特徴的な産品について、高付加価値化を目指した取組みを支援します。また、農産物の需要拡大や農業者の所得向上を目的に、他産業との連携を図ります。

3 市内における販売強化

市内産農産物の消費を拡大するため、市内産農産物を取り扱う飲食店や直売所のPRに取り組みます。また、観光客を対象とした農産物や加工品の販売強化を目的に、イベントやマルシェ等の開催について検討を行います。



イラスト挿入

施策1 地域特性を活かした農産物の生産振興

① 産地化・栽培普及支援

需要が拡大傾向にある湘南ゴールドやレモン、キウイフルーツ、鳥獣被害対策や遊休農地の有効活用等に期待されるニンニク、ラッキョウ等について、栽培に適した農地の情報収集や、農地の確保を支援します。また、JAかながわ西湘や神奈川県農業技術センターと連携し、高品質、高収量、省力化栽培技術の普及を目的とした試験ほ場の確保や、農業者の研修の取組みを促進することに加え、栽培環境に適した新たな品種の導入検討や、それらの作付けの取組みを促進します。

② スマート農業の普及促進

農作業の省力化や効率化を目的として、ロボット、AI、IoT等の技術を活用した「スマート農業」の普及促進を図ります。具体的には、既に利用されている農作業用アシストスーツを含め、農業用ドローンや土壌管理システム等について、有効活用・普及に向けた調査・検討を行います。



画像：日立システムズ



③ 包括的な営農指導の実施

JAかながわ西湘では、農業者の栽培技術向上に向けた支援や経営の安定化を図ることを目的に、栽培講習会やTACサポーター・技術指導員による農家訪問を行っています。しかしながら、時間の確保が困難な農業者も存在し、市内農業者全員に対して個別に指導することは困難な状況にあります。そこで、農業者が出荷にくる直売所や選果場を拠点として営農指導を行い、併せて出荷資材の紹介や病害虫の発生状況等の情報発信を行うことで、農業者に対する包括的な営農指導に取り組みます。



施策2 特産品の高付加価値化

① 特産品のブランド化

湘南ゴールド、レモン、キウイフルーツ、梅、タマネギ、はるみ等の本市の特徴的な産品について、PRやブランド化に向けた生産者組織等の取組みを支援します。



② 農商工連携の促進

レモンやキウイフルーツ、梅といった訴求力のある農産物の需要拡大と認知度向上を図るため、水産業とのコラボやメーカー、飲食店と連携した商品開発等、市内産農産物の利用を促進します。農産物の有する機能性や、栽培における取組み等の情報を発信し、商品やメニューのPRを行うことで、更なる需要拡大を促進します。

③ 6次産業化の取組支援

農業者の所得向上を目的に、農産物の加工や農家レストラン、農家民泊等、経営の多角化に向けた取組みを支援します。また、販路開拓や市内外へのPRの取組みを支援します。

施策3 市内における販売強化

① 市内産農産物を取り扱う店舗のPR

市内産農産物の消費を拡大するため、直売所やスーパーの地場野菜コーナー等、市内産農産物の取扱店舗のPRに取り組みます。また、市内産農産物を食材として取り扱い提供する飲食店等のPRに取り組みます。

② 本市来訪者への販売の拡大

観光客を対象とした農産物等の販売を強化するため、小田原城や漁港の駅TOTOCO小田原等の観光客の需要を取り込める場所において、イベントやマルシェ等の開催について検討を行います。

③ 農業体験・施設のPR

味覚狩り等の農業体験、みかん・タマネギ等のオーナー園、直売所等の農業施設について、引き続きPRを行い、市民だけでなく都市住民等に市内産農産物の魅力を知ってもらうことで、市内外の需要拡大を図ります。



④ 農業振興に向けた土地活用策の検討

市内産農産物の消費を拡大するため、小田原城や漁港の駅TOTOCO小田原といった集客力のある施設から、農村への誘導策を検討します。また、農村における集客や農産物の販売機能の強化に向けた土地の活用策を検討します。

基本方針5 農の魅力向上

市民の農業に対する関心や理解を深めることを目的として、食育や地産地消の取組みを推進します。

また、農業を体験する機会の創出や情報発信を行うことで、農地が持つ多面的機能や、市内産農産物の魅力を知ってもらい、子どもから大人まで、小田原市の農業を応援する市民の拡大を図ります。

施策の概要

1 農業者と消費者の交流促進

新鮮な農産物の供給を行っていることをはじめ、周辺住民に配慮した農業が実践されていることや、農地がもつ多面的機能等、農地・農業の重要性の理解促進を図ることを目的に、各種情報の周知や、農業体験、農業者との交流の機会を創出します。

2 地産地消・食育の推進

健全な食生活の実践を図ることや農業理解の醸成を図ることを目的に、地産地消の取組みや、市内産農畜産物の学校給食への利用促進、調理体験や農業体験等、食育実践の機会を創出します。



イラスト挿入

施策1 農業者と消費者の交流促進

① 農業に対する理解醸成

農地と宅地が隣接、混在するエリアでは、周辺住民に配慮した農業が実践されています。市民に対して、こうした農業者の取り組みや農業への理解を深めてもらうことを目的に、新鮮な農産物の供給を行っていることをはじめ、農地がもつ多面的機能等についてイベントの場や広報誌等を活用したPRを行います。



画像：農林水産省（農業農村の多面的機能）

② 農業を体験する機会の提供

市民だけでなく都市住民等に市内産農産物の魅力を知ってもらうとともに、農地がもつ多面的機能等、農地・農業の重要性の理解促進を図り、小田原市の農業を応援する市民の拡大を図るため、農業体験のような農業者と消費者が交流する機会を提供します。

また、JA かながわ西湘や商工会議所等の関係機関と連携し、地域の子どもの主要な対象として、職業体験等の農業を体験する機会の確保に取り組みます。



施策2 地産地消・食育の推進

① 地産地消の推進

市内の直売所やスーパーの地場野菜コーナー等におけるイベント販売や、農業体験、食育の実践機会を創出し、市内産農産物の魅力を知ってもらうことで、市内産農産物を選択して購入する市民の拡大を図ります。

また、水産物との販売の連携や、イベント、マルシェ等の販売機会を確保することで、小規模生産者の所得機会を創出します。



② 市内産農産物の学校給食への利用促進

地産地消および食育の観点から、学校や教育委員会と連携し、市内産農産物の学校給食への利用促進を図ります。



③ 食育実践機会の充実

健全な食生活の実践を図ることや農業理解の醸成を図ることを目的に、広報誌やイベント等を活用した、食と農に関する情報発信を行います。また、本市の農産物を活用した調理体験や生産・加工現場の見学等の機会を提供し、市内産農産物の魅力や活用方策の周知に取り組みます。



第6章 計画の推進

1 計画の推進

農業者やJAかながわ西湘、市民、行政関係課等の各主体が役割分担、協働して各事業を推進するとともに、適切な進行管理に努めます。

また、施策の進捗状況や国・県の農業施策の動向等により、中間年度（5年目）に見直しを行うものとします。

【小田原市農業振興計画の目標値 一覧】

項目	現状	2030年度 【10年後】
新規就農者数	－人	累計80人
援農支援者数	55人	200人
農福連携マッチング数	－件	累計60件
農地の貸借面積	94ha	164ha
荒廃農地面積	178ha	178ha
鳥獣による農作物被害額	25,321千円 ※2019年度値	14,585千円
農業産出額（推計値）	404千万円 ※2018年値	440千万円
市内産農産物を積極的に購入する 市民の割合	18.5%	50.0%

2 情報発信

施策の推進、本市農業の振興を図るとともに、市民の農業理解を促進するため、情報の内容に応じた手法・媒体を活用し、積極的な情報発信を行います。

情報の内容	小田原市 HP掲載	農業者への 回覧	SNSでの 配信	JA各支店 への設置
小田原市農業振興計画	●	●		●
各種補助金	●	●		●
農業関連施設 （市民農園・体験農園等）	●		●	
農業関連イベント	●		●	
その他農業関連事業	●	●	●	●

